

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	子育て支援者養成事業の委託について
----	-------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：_____福祉部子ども家庭課）
担当係 子ども家庭相談係担当者 金子 内線（3451）

事業の概要

事業名	子育て支援者養成事業
担当課	福祉部子ども家庭課
目的	子育て支援者に携わる人材の養成
対象者	子育て支援に興味のある区民、及び、既に子育て支援を実践している区民
事業内容	<p>子育て支援に興味のある区民、及び、既に子育て支援を実践している区民を対象に、それぞれの経験等に即した講義、実習を取り入れたワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図るとともに、お互いの課題を理解し共有していく。なお、講座開催時に託児を実施する。</p> <p>子育て支援者養成講座（初級編） 10日間の講座・実習を実施する</p> <p>子育て支援者養成講座（上級編） 同上</p>

件名 子育て支援者養成事業の委託について

保有課(担当課)	福祉部子ども家庭課
登録業務の名称	子育て支援者養成事業
委託先	ゆったりーの
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>本事業に参加する区民と託児を利用する児童の以下の情報</p> <p>養成講座の運営 参加者氏名 住所 電話番号 連絡先</p> <p>託児の実施 児童氏名 年齢 性別 愛称 児童の健康状態 (体温・アレルギー・既往症) 児童の生活状況 (食事・睡眠時間・好きな遊び)</p>
委託理由	新宿区協働事業提案制度により実施決定した事業で、実績のある委託団体に上記記載の情報収集をさせて「子育て支援者養成事業」の事業を実施することで、効果的・効率的な事業が展開でき、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	<p>子育て支援に興味のある区民、及び、既に子育て支援を実践している区民を対象に、それぞれの経験等に即した講義、実習を取り入れたワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図るとともに、お互いの課題を理解し共有していく。なお、講座開催時に託児を実施する。</p> <p>子育て支援者養成講座 (初級編) 10日間の講座・実習を実施する 子育て支援者養成講座 (上級編) 同上</p>
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。 3 情報の媒体は紙のみとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。